# 国土交通省 宮崎河川国道事

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP(http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/)に掲載しております

平成29年 3月 宫崎河川国道事務所 都城出張所 第 2 1 号



大淀川水系には、本流を含めて133本の河川があり、133本それぞれに源流が必ずあります。大淀川 源流は昭和61年4月5日に、河川法に基づいて「鹿児島県曽於郡末吉町大字南之郷字市林国有林百 十林班り小班の上流端を示す標柱」と決められました(現在の曽於市)。都城市から南西に向かった中 岳という山の中腹にあります。車で山道を登っていき、それから10分程歩くと、石でできた高さ60cmぐ らいの標柱が、林の中に見えてきます。



◎代表的な経路

高速道路 都城iC → 国道10号 → 国道222号 → → 案内看板(右折) → 中岳ダム管理棟前通過→

→ 登山口(降車) ※ここまでで約25km・車で約40分

大淀川源流

登山道(徒歩にて約10分)

興味のある方はぜひ 足を運んでみてください!





地面が湿るくらいの小さな流れが...

宮崎平野を悠然と流れる大淀川となります

宮崎河川国道事務所facebookもぜひご覧ください。

## 宮崎河川国道事務所 Facebook



小さな源流からこんなに大きな川に なるって不思議だね~

お気軽にお電話くださいる

- ■ご意見、ご質問
- ■国道・河川工事に関すること
- ■管理施設の異常通報
- ■国道・河川利用に関する相談

【河川に関する問合せ】 都城出張所

TEL: 0986-23-2947 FAX: 0986-23-2952 【道路に関する問合せ】 都城国道維持出張所

TEL: 0986-38-0068 FAX: 0986-38-1867



宮崎河川国道事務所HP http://www.gsr.mlit.go.jp/miyazaki/

河川水位情報・道路規制情報・新燃岳の情報など 防災に役立つ情報がご覧いただけます。

# 堤防除草により発生する刈草の受け入れ先を募集します。

堤防の保全や、異常の早期発見を目的として、管理区間内の堤防の除草を年2回実施しています。 (1回目は6~9月頃、2回目は10~12月頃に実施)

堤防の除草により発生する刈草の有効活用を図るため、家畜の飼料や農作物の堆肥等へ利用される 方を募集します。刈草受け入れ地までの運搬は当方で行います。

**刈草の受け入れを希望される方は、下記条件、留意点を確認の上、**下記問い合わせ先までご連絡くださ い。

- 事前に申し込みが必要となります。
- ・刈草は転売や投棄はせず、受け取られた方で全量を使用してください。
- ・1000m2以上の広さの受け入れ地を確保できること。
- ・2t車以上の車両での乗り入れが可能な受け入れ地であること。
- ・刈草の受け入れ地が民家に近接していないこと。
- ・日頃より受け入れ地での刈草の管理をおこなえる方。 (何もせずに放置されると、<u>火災や臭気等が発生</u>する場合があります。)
- ※上記条件について聞き取りや、現地確認等により確認させていただいたうえで、刈草の受け入れ先と **して決定**します。

## 《刈草の提供にあたっての留意点》

- ・ゴミ等が混在している場合があります。分別は受け取られた方で対応をお願いします。
- ・刈草の使用については、受け取られた方の責任で使用してください。
- ・刈草の梱包はできません。
- ・受け取り時期、数量、草の種類等、ご希望に添えない場合もあります。

## 《堤防除草の状況》





【除草】





### 《問い合わせ先》

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所 (電話番号) 0986-23-2947

※刈草の受け入れ先だけでは無く、直接、堤防や高水敷から採草(除草して持ち出し)される方も募集 しています。詳細については問い合わせ先までご連絡ください。